

特定教育・保育施設等の利用定員について

1 確認制度及び利用定員について

- ▶ 子ども・子育て支援新制度における財政支援である施設型給付及び地域型保育給付を受けようとする教育・保育施設等は、給付対象であることについて、市町村の「確認」を受けることとされている。
- ▶ 給付の実施主体である市町村は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、給付の対象となることを確認する。
- ▶ 利用定員は、各教育・保育施設等の認可定員の範囲内で、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定（1・2歳児）、3号認定（0歳児））ごとに定める。
- ▶ 確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。

2 平成29年度における利用定員の変更等について

《新規》 ① 大宝幼稚園

新制度の施設型給付を受ける幼稚園に移行 利用定員120名

《変更》 ① りっしょう子ども園（幼保連携型認定こども園）

利用定員 60名 → 90名（30名増）

② にしごう保育園（保育所型認定こども園）

利用定員 40名 → 35名（5名減）

③ 藤島こりす保育園

利用定員 220名 → 170名（50名減）

※ 変更時期は、いずれも平成29年4月1日

特定教育・保育施設等の利用定員一覧

◆特定教育・保育施設

平成29年4月1日

	No.	名称	認可定員	利用定員合計	平成29年度以降の利用定員				備考
					1号	2号	3号		
							1・2歳	0歳	
幼稚園	1	大室幼稚園	150	120	120				新制度へ移行
	幼稚園計		150	120	120	0	0	0	
認定こども園	1	(幼保) 城南幼稚園・城南保育園	142	142	85	27	24	6	移転改築 利用定員60→90 1号受入開始
	2	(幼保) りっしょう子ども園	90	90	15	45	21	9	
	3	(幼) いなば幼稚園	70	25	15	10			
	4	(幼) 若葉幼稚園	70	37	15	10	12		
	5	(保) にしごう保育園	35	35	15	14	6		
	6	(幼) 鶴岡幼稚園	210	210	133	77			
認定こども園計		617	539	278	183	63	15		
保育所	1	かたばみ保育園	100	100		61	30	9	
	2	東部保育園	120	120		68	40	12	
	3	西部保育園	100	100		60	28	12	
	4	南部保育園	120	120		69	39	12	
	5	松原保育園	110	110		60	35	15	
	6	荘内教会保育園	70	70		31	30	9	
	7	常念寺保育園	150	150		68	58	24	
	8	道形保育園	100	100		58	30	12	
	9	新形保育園	90	90		39	36	15	
	10	ちとせ保育園	60	60		27	23	10	
	11	美咲保育園	90	90		45	30	15	
	12	美咲の森保育園	75	75		29	31	15	
	13	由良保育園	45	45		30	10	5	
	14	大山保育園	190	190		109	60	21	
	15	栄保育園	50	50		29	18	3	
	16	大泉保育園	90	90		51	28	11	
	17	湯田川保育園	60	60		39	15	6	
	18	民田保育園	40	40		19	16	5	
	19	小堅保育園	20	20		9	8	3	
	20	上郷保育園	60	60		40	15	5	
	21	田川保育園	30	30		17	10	3	
	22	三瀬保育園	60	60		30	22	8	
	23	黄金保育園	70	70		35	25	10	
	24	ひばり保育園	100	100		50	38	12	
	25	ほなみ保育園	90	90		46	36	8	
	26	藤島こりす保育園	170	170		170			利用定員220→170
	27	藤島くりり保育園	90	90			72	18	
	28	大東保育園	45	45		33	12		
	29	貴船保育園	120	120		65	43	12	
	30	いずみ保育園	120	120		80	31	9	
	31	くしびき保育園	60	60			42	18	
	32	くしびき東部保育園	50	50		28	18	4	
	33	くしびき西部保育園	80	80		80			
	34	くしびき南部保育園	50	50		30	16	4	
	35	朝日保育園	120	120		75	32	13	
	36	五十川保育園	20	20		14	5	1	
	37	あつみ保育園	80	80		58	19	3	
	38	風ヶ関保育園	40	40		19	18	3	
	39	山戸保育園	20	20		11	6	3	
	40	福栄保育園	20	20		14	5	1	
保育所計		3,175	3,175	0	1,796	1,030	349		

◆特定地域型保育事業

地域型保育事業	1	ニチイキッズつるおか駅前保育園	19	19			13	6	小規模A型
	2	ベビー&キッズルーム ばあば・ぱぱ	6	6			3	3	小規模B型
	3	鈴の音保育園	12	12			8	4	事業所内 地域枠4名
地域型計		37	37	0	0	24	13		

(特定教育・保育施設)+(特定地域型保育事業) 3,979 3,871 398 1,979 1,117 377

「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」から一部抜粋

第5章 事業計画

…中略…

2 幼児期の教育・保育の充実

…中略…

(2) 量の見込みと確保の内容

単位：人

	年度	平成27年度					平成28年度				
		3-5歳		3-5歳		0歳	3-5歳		3-5歳		0歳
		教育	保育	教育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み	認定	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定こども園	保育所	特定地域型保育事業所	事業所内保育	新制度に移行しない幼稚園	合計	②-①			
確保方針	認定こども園/5施設 幼稚園・保育所からの移行(定員300人増) 保育所/1施設 定員の見直し(定員20人増) 小規模保育事業/2施設 認可外保育施設からの移行(定員20人増) 事業所内保育事業/1施設 認可外保育施設からの移行(定員15人増)					認定こども園/1施設 幼稚園からの移行(定員250人増) 保育所/1施設 定員の見直し(定員10人増) 小規模保育事業/1施設 新設(定員19人増)					

	年度	平成29年度					平成30年度				
		3-5歳		3-5歳		0歳	3-5歳		3-5歳		0歳
		教育	保育	教育	保育	保育	教育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み	認定	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定こども園	保育所	特定地域型保育事業所	事業所内保育	新制度に移行しない幼稚園	合計	②-①			
確保方針											

	年度	平成31年度					
		3-5歳		3-5歳		0歳	
		教育	保育	教育	保育	保育	
①量の見込み	認定	1号	2号	2号	3号	3号	
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定こども園	保育所	特定地域型保育事業所	事業所内保育	新制度に移行しない幼稚園	合計
②-①							
確保方針							

※確保の量に不足が生じている場合、当面の間は、保育所等における利用定員の弾力化と認可外保育施設での受入れを想定しています。

教育・保育の実施状況
各年4月1日現在
(幼稚園は5月1日現在)

	平成27年度				平成28年度			
	3-5歳	1-2歳	0歳	合計	3-5歳	1-2歳	0歳	合計
認定こども園	180	37	9	226	353	51	7	411
保育所	2,120	993	183	3,296	2,016	993	188	3,197
地域型保育施設	—	—	—	—	—	9	7	16
幼稚園	608	—	—	608	446	—	—	446
認可外	12	61	18	91	14	51	12	77
在宅等	61	714	654	1,429	42	671	664	1,377
就学前児童数	2,981	1,805	864	5,650	2,871	1,775	878	5,524

※認定こども園・保育所・地域型保育施設を利用の0歳児の各年3月の入所者数は、平成27年度末404人、平成28年度末469人(見込み)。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業 …新規

子どもや保護者、妊娠中の方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。子育て家庭のニーズを把握し、情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行うほか、子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携体制づくりも行います。

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	子育て家庭のニーズを実際の利用に結び付ける上で、重要な事業である。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制を整備する（平成 27 年度 新設 1 か所／予定）。				

参考）平成 26 年度実績 …0 か所

(1) 利用者支援事業

平成 27 年度 1 か所で事業開始

(2) 時間外保育事業

平成 26 年度／894 人(21 か所)

平成 27 年度／765 人(26 か所)

※開所時間が 11 時間よりも長い施設のみを計上。
※平成 25 年度実績には、開所時間 11 時間以下の施設の利用者 99 人分を含む。

(3) 放課後児童健全育成事業

平成 27 年度／登録者数 1,360 人(低学年 970 人、高学年 390 人)、20 か所(34 支援単位)

平成 28 年度／登録者数 1,501 人(低学年 1,065 人、高学年 436 人)、21 か所(35 支援単位)

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認定こども園・保育所等で、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して保育を行います。

単位：人（実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	940 (28 か所)	960 (29 か所)	980 (30 か所)	1,000 (31 か所)	1,020 (32 か所)
②確保の内容	940 (28 か所)	960 (29 か所)	980 (30 か所)	1,000 (31 か所)	1,020 (32 か所)
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成 31 年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制を整備する。				

参考）平成 25 年度実績 …928 人（27 か所）

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人（実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み 合計	1,262	1,288	1,313	1,328	1,333
小 1～3	954	964	974	979	984
小 4～6	308	324	339	349	349
②確保の内容	1,262 (29 か所)	1,288 (29 か所)	1,313 (30 か所)	1,328 (30 か所)	1,333 (31 か所)
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成 31 年度までの小学生数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制を整備する（平成 27 年度 新設 1 か所／予定）。				

参考）平成 26 年度実績 …登録者数 1,107 人（内 低学年 822 人、高学年 285 人）、28 か所

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保の内容	100	100	100	100	100
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績から需要を見込む。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 実績 …平成 23 年度 0 人日、24 年度 10 人日、25 年度 0 人日、26 年度 60 人日（見込み）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	858	846	833	819	805
②確保の内容	858	846	833	819	805
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの実績から需要を見込む（実施割合 100%）。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成 25 年度実績 …906 人（実施割合 100%）

(6) 養育支援訪問等事業

■養育支援訪問事業（出前保育）

養育支援が特に必要な家庭に対して、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人（実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40	42	44	46	48
②確保の内容	40	42	44	46	48
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの実績から需要を見込む。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制の拡充を図る。				

参考) 平成 25 年度実績 …対象実人数 38 人（実世帯数 27 世帯）、訪問回数 357 回

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整関係職員やネットワーク構成員の専門性の強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

参考) 平成 25 年度実績 …代表者会議、実務者会議、研修会、広報啓発活動、個別ケース検討会議等実施

(4) 子育て短期支援事業

平成 26 年度 37 人日

平成 27 年度 6 人日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

平成 26 年度 927 人

平成 27 年度 850 人

(6) 養育支援訪問等事業

■養育支援訪問事業

平成 26 年度／実児童数

38 人（実世帯数 28 世帯）、訪問回数 315 回

平成 27 年度／実児童数

26 人（実世帯数 24 世帯）、訪問回数 231 回

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等、継続実施

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	37,800 (18か所)	37,800 (18か所)	37,800 (18か所)	37,800 (18か所)	37,800 (18か所)
②確保の内容	37,800 (18か所)	37,800 (18か所)	37,800 (18か所)	37,800 (18か所)	37,800 (18か所)
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成31年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成25年度実績 …37,886人回 (17か所)

(7) 地域子育て支援拠点事業

平成26年度 39,811人回
(18か所)

平成27年度 37,501人回
(18か所)

※平成28年度1か所で事業開始。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	39,010	25,460	25,460	25,460	25,460
合計	39,010	25,460	25,460	25,460	25,460
1号認定(相当)	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
2号認定(相当)	37,940	24,390	24,390	24,390	24,390
②確保の内容	39,010	25,460	25,460	25,460	25,460
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成31年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	量の見込みに合わせて、実施体制を整備する。				

(8) 一時預かり事業

■幼稚園における一時預かり

平成27年度 2,301人(1号認定者、補助実績分)

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,760	4,680	4,590	4,470	4,410
②確保の内容	4,365	4,465	5,465	5,465	5,465
合計	4,365	4,465	5,465	5,465	5,465
保育所	3,000 (13か所)	3,100 (14か所)	4,100 (15か所)	4,100 (15か所)	4,100 (15か所)
ファミサポ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
トワイライト	365	365	365	365	365
②-①	▲395	▲215	875	995	1,055
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成31年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	【保育所】 量の見込みに合わせて、実施体制を整備する。 【ファミリー・サポート・センター】【トワイライトステイ】 現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成25年度実績 …保育所2,891人日(11か所、内一時預かり2,396人日、特定保育495人日)、
ファミリー・サポート・センター 約1,000人日(平成24年度・25年度の平均)、
トワイライトステイ2人日

■その他の一時預かり

平成26年度／保育所
2,630人日(13か所)、ファミサポ961人日、トワイライト2人日

平成27年度／保育所
2,866人日(13か所)、ファミサポ933人日、トワイライト7人日

(9) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3,790	3,724	3,651	3,554	3,510
②確保の内容					
合計	2,850	3,430	4,890	4,890	4,890
病児・病後児	720	1,300	2,760	2,760	2,760
体調不良児	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ファミサポ	130	130	130	130	130
②-①	▲940	▲294	1,239	1,336	1,380
量の見込みの説明	これまでの利用実績と平成31年度までの就学前児童数の推計、ニーズ調査集計結果から需要を見込む。				
確保方策	【病児・病後児対応型】 量の見込みに合わせて、実施体制を整備する（平成28年度 新設1か所、平成29年度 新設1か所/予定）。ほかに、広域利用も計上（三川町130人日）。 【体調不良児対応型】【ファミリー・サポート・センター】 現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成25年度実績 …病児・病後児対応型 328人日（内 広域利用（三川町）129人日）、
体調不良児対応型 2,057人日
ファミリー・サポート・センター 約130人日（平成24年度・25年度の平均）

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
合計	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
就学児	700	700	700	700	700
幼児	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
病児	130	130	130	130	130
②確保の内容	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの利用実績から需要を見込む。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 実績 …平成24年度1,907人日、平成25年度1,760人日

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10,976	10,822	10,656	10,477	10,296
②確保の内容	10,976	10,822	10,656	10,477	10,296
②-①	0	0	0	0	0
量の見込みの説明	これまでの実績から需要を見込む（1人あたり12.3回受診）。				
確保方策	現在の実施体制を堅持しながら、需要に対応する。				

参考) 平成25年度実績 …一般健康診査11,255人回

(9) 病児保育事業

平成26年度

病児対応型 269人日
（内広域利用129人日）
体調不良児 2,137人日
ファミサポ 113人日

平成27年度

病児対応型 212人日
（内広域利用63人日）
体調不良児 1,727人日
ファミサポ 12人日

(10) 子育て援助活動支援事業

平成26年度 1,539人日
平成27年度 1,430人日*
*内訳 就学児485人日、
幼児933人日、病児12人日

(11) 妊婦健康診査事業

平成26年度 11,118人回
平成27年度 11,058人回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 …新規

教育・保育の支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育サービスで必要となる日用品や行事参加等の実費負担分について、市が定める基準に従い費用助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 …新規

新規の事業者が円滑に新制度における保育事業を実施できるように巡回支援等を行い、地域ニーズに即した保育事業の拡充を図ります。

(12) 補足給付事業

平成 27 年度から事業開始。給付児童 12 人(10 世帯)

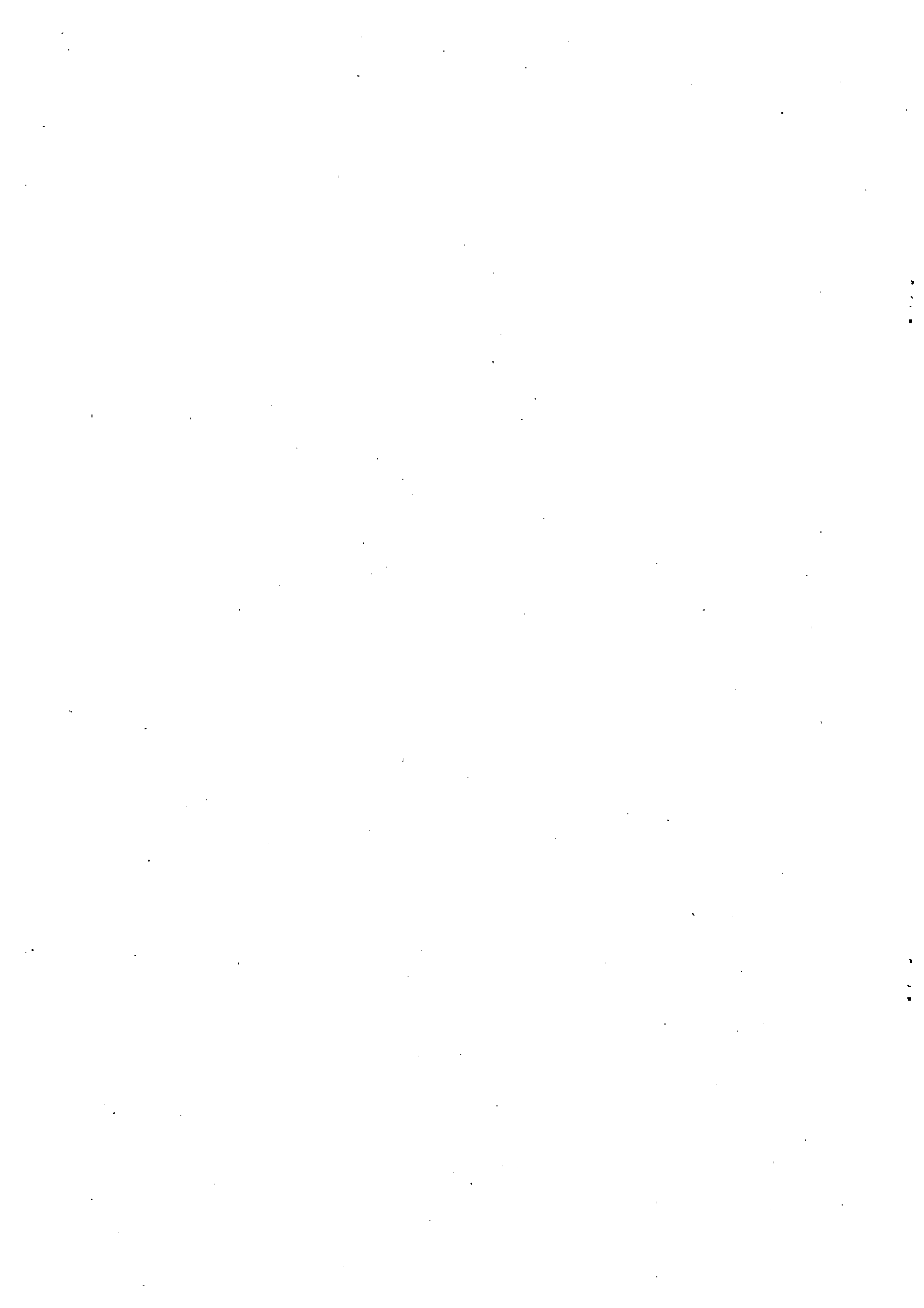
(13) 新制度参入促進事業

平成 28 年度から事業開始。指導員 2 名を委嘱し、対象施設を巡回して、支援・指導を実施

平成29年4月1日の入所児童数(平成29年3月1日現在)

	No.	名称	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
幼稚園	1	大宝幼稚園	120				28 (28)	30 (30)	36 (36)	94 (94)
認定こども園	1	(幼保)城南幼稚園・城南保育園	142	3	11	12	30 (14)	30 (18)	34 (23)	120 (55)
	2	(幼保)りっしょう保育園	90	8	18	11	12 (2)	12 (1)	8 (1)	69 (4)
	3	(幼)いなば幼稚園	25				7 (5)	9 (4)	7 (2)	23 (11)
	4	(幼)若葉幼稚園	37		5	7	9 (3)	4 (3)	3	28 (6)
	5	(保)にしごう保育園	35			1	7 (3)	8 (4)	13 (4)	29 (11)
	6	(幼)鶴岡幼稚園	210				53 (29)	58 (37)	60 (36)	171 (102)
保育所	1	かたばみ保育園	100	4	12	17	15	21	24	93
	2	東部保育園	120	6	20	23	27	28	29	133
	3	西部保育園	100	5	15	16	21	23	22	102
	4	南部保育園	120	4	17	23	26	26	26	122
	5	松原保育園	110	6	20	22	23	25	23	119
	6	荘内教会保育園	70	4	11	10	15	16	13	69
	7	常念寺保育園	120	6	12	29	32	29	26	134
		(分園)	30	8	16					24
	8	道形保育園	100	5	18	21	23	21	24	112
	9	新形保育園	90	6	16	17	16	21	19	95
	10	ちとせ保育園	60	3	12	14	11	14	10	64
	11	美咲保育園	90	5	15	17	16	14	19	86
	12	美咲の森保育園	75	9	17	15	15	13	15	84
	13	由良保育園	45	2	7	7	6	4	11	37
	14	大山保育園	190	11	26	37	40	36	44	194
	15	栄保育園	50	5	9	6	11	8	12	51
	16	大泉保育園	90	7	16	19	18	18	30	108
	17	湯田川保育園	60	4	8	13	14	9	18	66
	18	民田保育園	40	2	10	11	6	6	8	43
	19	小堅保育園	20	2	3	4	1	4	4	18
	20	上郷保育園	60	3	10	11	11	12	17	64
	21	田川保育園	30	2	6	4	4	2	9	27
	22	三瀬保育園	60	3	12	18	14	9	11	67
	23	黄金保育園	70	3	11	16	16	13	21	80
	24	ひばり保育園	100	2	11	13	16	26	25	93
	25	ほなみ保育園	90	5	21	19	21	17	14	97
	26	藤島こりす保育園	170				50	55	62	167
	27	藤島くりり保育園	90	11	38	34				83
	28	大東保育園	45		6	5	8	6	4	29
	29	貴船保育園	120	11	24	18	17	22	26	118
	30	いずみ保育園	120	2	14	16	18	23	34	107
	31	くしびき保育園	60	11	26	19				56
	32	くしびき東部保育園	50	0	7	8	13	13	12	53
	33	くしびき西部保育園	80				32	29	21	82
	34	くしびき南部保育園	50	2	9	7	10	8	15	51
	35	朝日保育園	120	7	18	14	22	23	25	109
	36	五十川保育園	20	0	0	1	3	1	5	10
	37	あつみ保育園	80	2	9	10	14	17	17	69
	38	鼠ヶ関保育園	40	1	3	9	12	10	10	45
	39	山戸保育園	20	4	4	3	4	1	3	19
40	福栄保育園	20	0	0	5	2	3	4	14	
地域型保育事業	1	ニチイキッズつるおか駅前保育園	19	3	6	6				15
	2	ベビー&キッズルーム ばあば・ぱぱ	6	1	1	0				2
	3	鈴の音保育園	12	1	5	2				8
合計			3,871	189	555	590	769	777	873	3,753

認定こども園の()内は、1号認定利用児童数で再掲。



平成29年度 子育て推進課主要事業（案）

1. 第3子以降の保育料無料化(継続) 160,001 千円→166,189 千円
 年度当初(4月1日)満18歳未満の子を3人以上養育している世帯において、第3子以降にかかる保育所、認定こども園、地域型保育、幼稚園及び届出保育施設等(認可外)の通常保育料を、市単独で無料化する。
- | | | |
|--------------|-------------|-----------------------|
| 保育所 | 保育料(歳入)の減少 | 141,552 千円→139,981 千円 |
| 認定こども園・地域型保育 | 施設型給付費(歳出増) | 10,200 千円→13,000 千円 |
| 私立幼稚園 | 補助金(歳出減) | 6,302 千円→5,881 千円 |
| 届出保育施設等(認可外) | 補助金(歳出増) | 1,947 千円→7,327 千円 |

<参考>国の保育料負担軽減策については、昨年引き続き幼児教育の段階的無償化により認可保育園、私立幼稚園の保育料の軽減措置がさらに拡大された。これにより低所得者世帯及びひとり親世帯等への支援を図ることとしている。

2. 保育所等運営事業 4,202,974 千円→4,180,356 千円
 安心して子どもを生み育てることができるよう、保育所の受入枠の確保を図るとともに、多様化する保育需要に対応した各種保育サービスの充実を図る。
- | | |
|----------|---|
| 認可保育所 | 40施設:定員 3,225 人→40施設:定員 3,175 人(こりす△50) |
| 認定こども園 | 6施設:定員 539 人(りっしょう+30、にしごう△5) |
| 地域型保育事業所 | 3施設:定員 37 人 |
| 新制度幼稚園 | 1施設:定員 120 人 |
- ほかに、企業主導型保育施設(定員 15 人)を民間事業者が1施設開所予定

3. 私立幼稚園振興事業(H25教委から移管) 67,151 千円→59,333 千円
 保護者の保育料負担の軽減を図り、私立幼稚園への就園奨励と幼児教育の振興を図る。
 大宝幼稚園が新制度幼稚園に移行することによる補助金の減等
 新規に保育園で行っている発達支援事業補助金を私立幼稚園にも拡大する。

4. 民間保育所改修費補助事業 139,273 千円→4,500 千円
 保育所等整備交付金を活用し、対象施設の改修整備に補助する。

5. 子ども家庭支援センター管理運営事業 80,707 千円→91,984 千円
 子育て家庭への支援を図るため、自由来館型子育て広場の開設、子育て支援事業、子育て情報の提供などのほかに、ファミリーサポートセンター事業、発達障害児支援事業、児童虐待防止事業などを実施する。

発達障害児支援事業では、全市対象に拡大したことばの教室を継続して実施する。また、まち・ひと・しごと総合戦略において、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を目的として、子育てデビューサポート事業の拡充、ハッピーホリデー事業の継続実施及びファミリーサポート事業の充実を図る。

6. 児童館管理運営事業 99,544 千円→97,093 千円

放課後児童クラブ事業も併せて行う自由来館型の児童館事業を展開し、児童の健全育成に資する。

・児童館 6 箇所 中央、西部、南部、陽光、大山、藤島

7. 子育て広場(まんまルーム)管理運営事業 11,099 千円→12,523 千円

主に乳幼児を持つ子育て中の親子に常設の子育て広場を提供し、子育て親子間の交流や子育て関連情報の提供等を行い、子育て不安や負担感の解消を図る。

8. つるおか森の保育事業 1,200 千円→1,824 千円

子どもたちが地域の森林や自然環境での体験を通じ、豊かな感性や健康な心と身体を養うことができるよう、自然体験プログラムの開発や実践を行う。また、自然の恵みを活かした食育についても研究する。29 年度は専門の方を委嘱し、さらに充実した取組みを進める。

9. 放課後児童対策事業 242,906 千円→244,562 千円

保護者が就労等により留守になる小学校児童を対象とする「放課後児童クラブ」の運営に支援し、安全で健やかな居場所を提供する。

設置箇所：21 クラブ 35 支援単位

10. 児童手当事業 1,933,050 千円→1,903,060 千円

子どもを養育している方に、中学校修了までを対象に児童手当を支給することにより、次代を担う子どもの育成に資する。

内容：0 歳～3 歳未満 15,000 円、3 歳～小学校修了前第 1・2 子 10,000 円・第 3 子以降 15,000 円、中学生 10,000 円、特例給付(所得制限該当者)5,000 円

11. 児童扶養手当支給事業 510,231 千円→494,532 千円

父(母)親と生計をともにしていない児童の母(父)、あるいは母(父)に代わって、その児童を養育している方に対し、児童扶養手当を支給することにより、家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進に資する。

12. 母子父子寡婦福祉事業

7,666 千円→14,825 千円

ひとり親家庭の自立促進及び生活の向上のための給付等の支援を行うとともに婦人相談員（母子父子自立支援員兼務）を配置しDV相談、婦人保護を行う。

13. 公立保育園移転改築事業

0 千円→43,968 千円

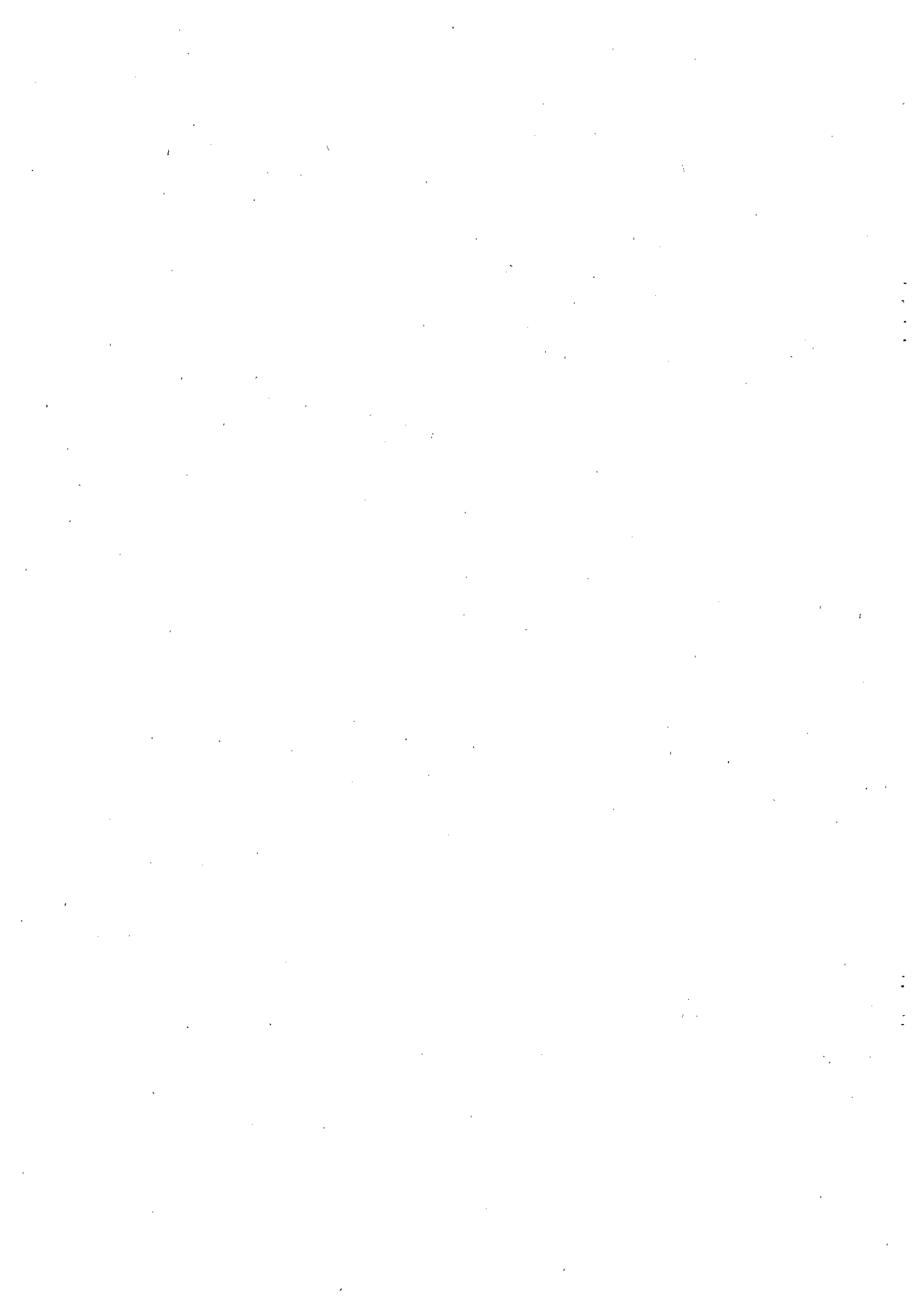
老朽化している南部保育園を旧4小跡地に移転改築するもので、平成31年度の開園に向け、地質調査、ライフライン整備、設計業務等を行い、工事に着手する。

基本構想の策定が終了し、年度内に基本計画を策定の途中であるが、追加的な機能として病児保育機能も加えることで検討を進める。

14. 屋内遊戯施設整備支援事業

0 千円→100,000 千円

ヤマガタデザイン社が整備予定の屋内遊戯施設について、整備費の一部を補助する。



1号認定を受けた児童の国基準(利用者負担の上限額基準)の変更点

(変更前)

世帯の階層区分		満3歳以上
①生活保護世帯		0円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	母子・父子・障害者世帯	0円
	母子・父子・障害者世帯以外	3,000円
	母子・父子・障害者世帯	7,550円
	母子・父子・障害者世帯以外	16,100円
	③1円以上 ~ 77,101円未満	20,500円
④77,101円以上 ~ 211,201円未満	25,700円	
⑤211,201円以上		

※1 市町村民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子の年齢制限なし。

※2 市町村民税所得割額77,101円未満の母子・父子・障害者世帯は第2子以降0円

(変更後)

満3歳以上	
変更なし	
変更なし	
第2子半額から 第2子以降0円に変更	
3,000円	→
14,100円	→
変更なし	→
変更なし	

2、3号認定を受けた児童の国基準(利用者負担の上限額基準)の変更点

(変更前)

世帯の階層区分		満3歳未満		満3歳以上	
		標準	短時間	標準	短時間
①生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
	母子・父子・障害者世帯	0円	0円	0円	0円
	母子・父子・障害者世帯以外	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
	母子・父子・障害者世帯	9,250円	9,150円	7,750円	7,650円
	母子・父子・障害者世帯以外	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
②市町村民税非課税世帯	③1円以上 ~ 48,600円未満	15,000円	14,800円	13,500円	13,300円
	④48,600円以上 ~ 57,700円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
	⑤57,700円以上 ~ 77,101円未満	15,000円	14,800円	13,500円	13,300円
	⑥77,101円以上 ~ 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
	⑦97,000円以上 ~ 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
市町村民税所得割額	⑧169,000円以上 ~ 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
	⑨301,000円以上 ~ 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
	⑩397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円
	※1 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯は第1子の年齢制限なし。(母子・父子・障害者世帯は市町村民税所得割額77,101円未満)				
	※2 市町村民税所得割額77,101円未満の母子・父子・障害者世帯は第2子以降0円				

(変更後)

満3歳未満		満3歳以上	
標準	短時間	標準	短時間
	変更なし		
	変更なし		
第2子半額から第2子以降0円に変更			
9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
	変更なし		
9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
	変更なし		
9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
	変更なし		
	変更なし		
	変更なし		
	変更なし		
	変更なし		

平成29年度鶴岡市保育料(案)

世帯の階層区分		1号認定の保育料月額
定義		3歳以上
生活保護世帯等	A	0円
市町村民税非課税世帯	母子・父子・障害者世帯	0円
	母子・父子・障害者世帯以外	3,000円
	母子・父子・障害者世帯	6,000円→3,000円
市町村民税所得割額	1円以上～77,101円未満	13,000円
	77,101円以上～211,201円未満	16,000円
	211,201円以上	21,000円

※1 市町村民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子の年齢制限なし。
 ※2 市町村民税所得割額77,101円未満の母子・父子・障害者世帯は第2子以降0円
 ※3 B2階層は第2子以降0円

世帯の階層区分		2、3号認定の保育料月額						
定義		0歳(標準)	0歳(短時間)	1・2歳(標準)	1・2歳(短時間)	3歳以上(標準)	3歳以上(短時間)	
生活保護世帯等	A	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
市町村民税非課税世帯	母子・父子・障害者世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	母子・父子・障害者世帯以外	8,000円	7,500円	7,000円	6,500円	5,000円	4,500円	
	母子・父子・障害者世帯	8,500円	8,000円	7,500円	7,000円	6,500円→6,000円	6,000円→5,500円	
	母子・父子・障害者世帯以外	17,000円	16,500円	16,000円	15,500円	14,000円	13,500円	
市町村民税均等割のみ課税世帯	1円以上～48,600円未満	9,250円→9,000円	8,750円→8,500円	8,500円→8,000円	8,000円→7,500円	7,500円→6,000円	7,000円→5,500円	
	48,600円以上～70,000円未満	18,500円	18,000円	17,500円	17,000円	15,500円	15,000円	
	70,000円以上～77,101円未満	11,500円→9,000円	11,000円→8,500円	10,500円→8,000円	10,000円→7,500円	9,500円→6,000円	9,000円→5,500円	
	77,101円以上～97,000円未満	23,000円	22,500円	22,000円	21,500円	19,500円	19,000円	
	97,000円以上～169,000円未満	15,000円→9,000円	14,500円→8,500円	13,500円→8,000円	13,000円→7,500円	11,500円→6,000円	11,000円→5,500円	
	169,000円以上～250,000円未満	30,000円	29,000円	27,000円	26,500円	23,000円	22,500円	
	250,000円以上～301,000円未満	30,000円	29,000円	27,000円	26,500円	23,000円	22,500円	
301,000円以上	38,000円	37,000円	35,000円	34,000円	27,000円	26,500円		
市町村民税所得割額	301,000円以上	46,000円	45,000円	43,000円	42,000円	31,000円	30,000円	
	301,000円以上	52,000円	51,000円	47,000円	46,000円	34,000円	33,000円	
	301,000円以上	58,000円	57,000円	52,000円	51,000円	34,000円	33,000円	
	301,000円以上	58,000円	57,000円	52,000円	51,000円	36,000円	35,000円	

※1 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯は第1子の年齢制限なし。(母子・父子・障害者世帯は市町村民税所得割額77,101円未満)
 ※2 市町村民税所得割額77,101円未満の母子・父子・障害者世帯は第2子以降0円
 ※3 B2階層は第2子以降0円

児童福祉法の改正について (平成 28 年 6 月 3 日公布)

主な改正内容

1 児童福祉法の理念の明確化等

〔児童の権利〕

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(参考) 児童の権利に関する条約 (1989年11月20日国連総会採択)

前文抜粋

・・・児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであること・・・

第2条〔国民等の責務〕国民、保護者等の責務

第一節 国及び地方公共団体の責務

第3条の2〔保護者の支援〕

第3条の3〔支援業務の適切な実施〕

2 児童虐待の対策強化

発生予防、発生時の迅速・的確な対応、児童相談所の体制強化等

3 児童福祉審議会に関する事項 (平成 28 年 10 月 1 日施行)

① 児童福祉審議会は、関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができることとする (児童福祉法第8条第6項)。

② 児童福祉審議会の委員の要件に、その権限に属する事項に関し、公平な判断をすることができる者であることを追加する (同法第9条)。

4 検討規定等

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士との配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所との関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）